

直方市文化施設  
指定管理者募集要項

令和元年9月  
直方市・直方市教育委員会

## 目次

1. 選定の目的	1
2. 対象施設	1
3. 指定期間	1
4. 指定管理者が行う業務の範囲等	2
5. 利用料金に関する事項	2
6. 指定管理料に関する事項	3
7. 募集及び選定の全体スケジュール	4
8. 募集要項等の配布	4
9. 公募資格	4
10. 手続き	6
11. 現地説明会	7
12. 応募に関する質問の受付	8
13. 指定管理者候補の選定	8
14. 指定管理者の指定及び協定等	9
15. 指定管理者の履行責任に関する事項	10
16. 業務実施にあたっての留意事項	11
17. その他	13
18. 問い合わせ先	13

### 【施設別仕様書】

・ユメニティのおがた・直方市立図書館	14
--------------------	----

- ・直方市美術館・直方市美術館別館・直方市美術館収蔵庫・・・29
- ・直方歳時館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- ・直方市石炭記念館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

**【別添関係】**

- 別添「文化財等の管理について」・・・・・・・・・・・・全6頁
- 別紙「個人情報への取扱いに関する特記事項」・・・・・・・・全2頁
- 別紙「直方市文化施設の管理運営に関する基本協定書（案）」
- 別紙「直方市文化施設の管理運営に関する年度協定書（案）」
- 別紙「選定委員会における評価項目・配点表」

**【提出書類の作成要領及び様式】**

- ・指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ・役員一覧（様式1-1）
- ・誓約書（様式1-2）
- ・共同事業体協定書（様式1-3）
- ・委任状（様式1-4）
- ・事業計画書（様式2-1）
- ・事業実施概要（様式2-2）
- ・収支予算書（様式2-3）
- ・支出明細書（様式2-4）
- ・現地説明会参加申込書（別紙様式）
- ・質問書（別紙様式）

## 直方市文化施設指定管理者募集要項

### 1 選定の目的

#### (1) 選定について

直方市は、市の文化施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、条例に定めるところにより、ユメニティのおがた、直方市立図書館、直方歳時館、直方市石炭記念館、直方市美術館（美術館収蔵庫を含む。）、直方市美術館別館（以下総称して「直方市文化施設」という）について、平成18年より指定管理者制度による管理運営を開始しています。

この度、令和2年3月31日で指定期間が終了することに伴い、新たに令和2年度からの3年間、直方市文化施設の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理候補者を選定するものです。

選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。それぞれの施設の特徴を活かしながら、効率的で円滑な管理運営と有機的な連携による自主事業の展開を期待するものです。

直方市文化施設は、本市の文化施策を体現させるための中核施設であり、魅力ある文化施設の存在は本市の文化芸術の振興・発展に大いに資するものと考えます。また、施設を一体的に管理することにより、施設間の連携、市民サービスの向上及び管理コストの縮減等の費用対効果が期待できることから、直方市文化施設の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理候補者を募集することとしました。

それぞれの施設の特徴を活かし、連携を取ることで、より一層の利用率の向上と自主事業の展開を目指した提案を期待します。

### 2 対象施設

- ・ ユメニティのおがた
  - ・ 直方市立図書館
  - ・ 直方歳時館
  - ・ 直方市石炭記念館
  - ・ 直方市美術館（美術館収蔵庫を含む。）
  - ・ 直方市美術館別館
- （※詳細は、別添「業務仕様書」による。）

### 3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

ただし、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う基本的業務は、以下の内容とします。それぞれの施設に関する業務については、別添「業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
  - ① 施設の提供（受付、許可、利用料金の收受等）
  - ② 情報提供
  - ③ 別添「業務仕様書」に記載された業務

- (2) 施設の管理に関する業務
  - ① 保守管理業務
  - ② 維持管理業務
  - ③ 別添「業務仕様書」に記載された業務

- (3) 事業に関する業務
  - ① 事業の企画及び実施

※自主事業について

施設の管理運営業務のほか、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲で、指定管理者自身の責任により自主事業を企画し実施することができますので、積極的に検討してください。必要に応じて提案が可能です。なお、実施する際には、あらかじめ市の承認を得る必要があります。

自主事業の費用は、指定管理者が負担するものとします。

- ② 別添「業務仕様書」に記載された業務
- (4) その他業務
  - ① 事業計画書及び収支予算書の作成（年度毎）
  - ② 事業報告書の作成（利用実績、収支決算書、事業報告書等）
  - ③ 備品台帳の管理
  - ④ 文化・スポーツ推進課等関係機関との協議・報告・連絡・調整
  - ⑤ 指定期間終了にあたっての引継ぎ業務
  - ⑥ その他日常業務の調整
  - ⑦ 別添「業務仕様書」に記載された業務

#### 5 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金制度の導入

直方市文化施設に係る利用料金は、原則として指定管理者の収入といたします。利用料金の額は、各施設の設置条例に定める使用料（消費税及び地方消費税額を含む。）の範囲内で指定管理者があらかじめ市の承認を得て定めることとなります。

- (2) 割引料金の設定

指定管理者は、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができます。なお、割引による利用料金収入の減収分について、市は別途補填を行いません。

- (3) 利用料金制度から生じる利益

利用料金による収入は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあります。したがって、事業報告に基づき、計画を大きく超える利益が生じた場合は、その一部を市又は利用者サービスの向上へ還元するものとし、還元額及び還元方法等は、協議によって決定するものとします。

## 6 指定管理料に関する事項

### (1) 指定管理料

#### ① 事業及び指定管理料について

市からの指定管理料、利用者から収受する利用料金及び施設内のその他の収入、自主事業からの収入で運営してください。実際にお支払する指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、年度協定を締結する中で指定管理者との協議によって決定します。

#### ② 指定管理者の収入として想定されるもの

ア 指定管理料（市からの委託料）（上限額 年額163,720千円。消費税等率10%）

イ 利用料金（施設、駐車場、附属備品、冷暖房設備等）及び施設内のその他の収入（複写機等）

ウ 指定管理者自らの興業の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業による収入

#### ③ 指定管理料に含まれるもの

指定管理料には、管理運営業務に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払します。なお、公租公課は全て指定管理者の負担となるため、各税の納税義務者となるか否かについては、あらかじめ関係官公署にご確認ください。

ア 人件費

イ 事務費（旅費、消耗品費、食料費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借上料、保険料等）

ウ 管理費（修繕料、備品購入費、光熱水費、保守管理費、清掃費等）

#### ④ 指定管理料の支払い

四半期ごとに前金払いで支払います。なお、支払いの方法は協定にて定めます。

### (2) 留意事項

#### ① 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、他の業務に係るものと明確に区別してください。

また、指定管理者としての業務に関し発生する収入経費は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

#### ② 課税体系について

ア 消費税及び地方消費税について

指定管理料の全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

イ 印紙税（印紙税が必要な場合）

指定管理者が本市に交付する協定書には、収入印紙の貼付が必要です。詳細については税務署にご確認ください。

③ 余剰金について

市の要求水準をみたとしつつ経営努力により生じた余剰金については、原則として指定管理者の収入とします。損失が生じた場合、市が補填することはありません。ただし、事業の縮小・業務の不履行、指定取り消し等の理由により余剰金が生じた場合は、指定管理者は必要に応じ指定管理料の全額または一部を市に返還するものとします。

## 7 募集及び選定の全体スケジュール

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| ① 募集要項の配布   | 令和元年9月4日（水）～ 9月30日（月）  |
| ② 質問の受付     | 令和元年9月4日（水）～ 9月13日（金）  |
| ③ 現地説明会の受付  | 令和元年9月4日（水）～ 9月11日（水）  |
| ④ 現地説明会の開催  | 令和元年9月13日（金）           |
| ⑤ 応募書類受付    | 令和元年9月17日（火）～ 9月30日（月） |
| ⑥ 審査（選定委員会） | 令和元年10月（予定）            |
| ⑦ 審査結果の通知   | 令和元年11月中旬（予定）          |
| ⑧ 指定管理者の指定  | 令和元年12月議会（予定）          |
| ⑨ 引継ぎ開始     | 令和2年1月上旬（予定）           |

## 8 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和元年9月4日（水）～ 9月30日（月）

(2) 配布場所

募集要項及び応募様式等は、本市ホームページからダウンロードしてください。

(URL [https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/\\_1240/\\_8094.html](https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1240/_8094.html))

## 9 公募資格

(1) 応募資格

応募者は、指定管理者として直方市文化施設を安全・円滑に管理運営する能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします。（個人での応募は出来ません。）グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めるとともに、グループ内の役割分担を明確にしておいてください。

なお、グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることや単独で応募することはできません。

(2) 応募の制限

以下のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。また、グループの構成団体になることもできません。応募者（グループの構成団体を含みます。）が以下のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）の規定により、本市における入札参加を制限されている者
  - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続きを行っているなど経営状態が不健全であると判断される者
  - ③ 本市において指名停止の措置を受けている者
  - ④ 法人等（任意団体にあつてはその代表者）が、国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税を完納していない者
  - ⑤ 応募時点で、自らの責めに帰すべき事由により、本市において 5 年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者。また、指定の取り消しを受けた場合は、取り消しとなった事由が是正されていない者
  - ⑥ 法人等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者
  - ⑦ 上記⑥に関し、応募した法人等の役員等について福岡県警察本部に照会します。照会の結果、応募資格が無いと判断した場合は、応募者に通知します。また、指定管理候補者選定後に、必要な資格を有しないことが判明した場合には、速やかにその旨を通知し、決定を変更することとします。
- (3) 留意事項
- ① 接触の禁止  
本件応募に際し、自己が有利になる目的のため、選定委員会の委員、本市職員及び募集関係者への働きかけを行うことを禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
  - ② 提出内容変更の禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。）
  - ③ 重複応募の禁止  
応募は、一法人等（グループ）につき一案とします。複数の応募はできません。
  - ④ 応募書類の取り扱い  
応募書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。
  - ⑤ 応募の辞退  
応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
  - ⑥ 費用負担  
応募に関して必要となる費用は、すべて法人等（グループ）の負担とします。
  - ⑦ 虚偽の記載等をした場合  
申請資格を満たしていない場合及び応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。



- ⑧ 提出書類の取り扱い・著作権  
提出書類の著作権は、作成した法人等（グループ）に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を使用できるものとします。また、提出書類は、直方市情報公開条例(平成31年直方市条例第3号)の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等  
応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。
- ⑩ 応募書類の追加  
応募書類の追加は原則として認めません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があり、その取扱いについては、応募書類に準じます。
- ⑪ 提供資料の目的外使用の禁止  
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、応募に際して知りえた情報を第三者に漏らしてはいけません。
- ⑫ 市内事業者等の活用  
従業員を雇用する場合やグループの構成団体又は事業実施に際して他の法人等を採用する場合には、地域経済の振興を図る観点から、可能な範囲で市民や市内の法人等を採用するよう努めてください。

## 10 手続き

### (1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出してください。グループで応募する場合は、⑨から⑭についてすべての法人等の分を提出してください。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※別紙「提出書類の作成要領及び様式集」参照

- ① 指定管理者指定申請書【様式1号】
- ② 役員一覧【様式1-1】
- ③ 誓約書【様式1-2】
- ④ 共同事業体協定書【様式1-3】※グループによる応募の場合のみ提出
- ⑤ 委任状【様式1-4】※グループによる応募の場合のみ提出
- ⑥ 指定管理業務の事業計画等（提案書）【様式2-1、2-2、2-3、2-4】
- ⑦ 法人等の定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずる書類
- ⑧ 登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内のもの）  
※その他の団体の場合は、法人の登記簿謄本の記載事項を明らかにする資料を提出してください。
- ⑨ 直近3年間の法人等の決算関係書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、収

支計算書、財産目録等)

⑩ 法人等の予算関係種類（事業計画書、収支予算書）

⑪ 法人等の諸規程類

⑫ 法人等の概要を記載した書類

⑬ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

⑭ 法人等の納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税）

※滞納が無いことを確認しますので、完納証明書など税の未納が無いことがわかる証明書を提出してください。

※地方税の納税証明書は、市内の法人等は直方市税、市外の法人等は都道府県税について提出してください。

※申請日前1ヶ月以内のもの

(2) 提出部数

原本（正本）1部、コピー（副本）7部を提出してください。

(3) 提出方法

応募書類を下記のとおり受け付けます。

① 受付日時

令和元年9月17日（火）～9月30日（月）（土日祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時まで（必着）

② 受付方法

応募書類は、持参又は郵送にて事務局あてに提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便又は書留郵便で送付してください。それ以外での郵便事故等には対応致しかねますのでご注意ください。

③ 留意事項

ア 応募書類は、別に定める応募様式に則って作成し、A4縦長ファイルに綴じた上で提出してください。

イ A4縦長ファイルの表紙、背表紙には、事業名、応募者名を記載してください。

ウ 応募書類の規格は、既存のパンフレット等を除き、原則A4判タテとします。

## 1.1 現地説明会

現地説明会を下記日程にて開催します。応募書類の作成に際して必要な場合は参加してください。なお、この説明会への参加の有無は、指定管理者の選考に影響を与えるものではありません。

(1) 開催日時

令和元年9月13日（金）※1応募者あたり2時間程度を予定

現地説明会の時間（午前9時～午後4時の間）は、調整の上、事務局から連絡します。

(2) 集合場所

直方市中央公民館（福岡県直方市津田町7番1号）

(3) 内容

現地の施設、備品等の確認をしていただきます。

(4) 申込方法及び期限

「現地説明会参加申込書【別紙様式】」に必要事項を記入の上、FAX (0949-22-0785) にて事務局あてに提出してください。

※訪問、電話、郵送等による申し込みは受付いたしません。

【申し込み期限】

令和元年9月11日(水)午後5時まで

(5) 参加人数の制限

会場の都合上、現地説明会の参加者は、1応募者あたり3名以内とします。

(6) 留意事項

現地説明会にて出された質問については、その場で回答するとともに、本市ホームページにて公表いたします。募集要項等は各自で印刷の上、持参してください。

## 1.2 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和元年9月4日(水)～9月13日(金)午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書【別紙様式】」に必要事項を記入の上、FAX (0949-22-0785) にて事務局に提出してください。訪問、電話、郵送等による質問は受付いたしません。また、事務局以外へのお問い合わせもご遠慮ください。

(3) 回答方法

質問及び回答内容については、本市ホームページにて随時公表いたします。ただし、質問書を提出した法人等の名称は掲載いたしません。また、公平性を損なう恐れのある質問には、お答えできない場合があります。

## 1.3 指定管理者候補の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第19号。以下「指定管理条例」という。)の下記基準に基づき、同選定委員会の審査による選定を受け、優先候補者を選定します。

ア 事業計画書に基づく直方市文化施設の運営が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画の内容が、直方市文化施設の設置の目的を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の手順

① 応募書類の確認

法人等からの提出書類について、応募条件・資格を満たしているのかを事務局で確認します。

② 審査方法

選定委員会による書類審査と応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査結果を踏まえて直方市教育委員会が優先候補者を選定します。

③ 審査項目及び配点

選定委員会における審査項目及び審査の配点は、別紙「選定委員会における評価項目・配点表」のとおりです。

(3) 選定委員会

① 日時

令和元年10月予定（正式な日時は、申し込み締め切り後に通知します。）

② 場所

福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所

③ 内容

応募書類（経営管理、事業計画等）についての概要及びPR等の説明、質疑応答

※1応募者あたり60分以内で設定する予定にしています。

※必要なPC、ケーブル類等の機材は、全てご持参ください。プロジェクター・スクリーンは直方市で用意できますが、機器同士の互換性その他の不具合による責任は負いかねますのでご注意ください。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者（グループの場合は代表構成団体）に書面で通知します。

また、本市ホームページ上においても公表します。公表内容は、原則として、応募者数及び応募者名（グループの場合は各構成団体名）、選定方法、選定委員、選定基準及び配点、審査結果（得点）、選定された理由等です。優先候補者以外の応募者については、応募者名（グループの場合は各構成団体名）のみ公表し、結果（順位・得点・評価内容等）は公表いたしません。

## 1.4 指定管理者の指定及び協定等

(1) 選定された指定管理候補者との協議

指定管理候補者の選定後、市は優先候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。優先候補者との協議が成立しない場合は、第2順位の候補者と協議を行います。なお、次点としての権利を有するのは、指定管理期間開始日の前日までです。

(2) 指定管理者の指定

指定管理候補者との仮協定締結後、議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者に指定し、その旨を告示します。この指定の日から、先に締結した仮協定が市との正式な協定となります。

(3) 協定書の締結（基本協定・年度別協定）

① 基本協定

指定管理候補者の選定後、市と指定管理候補者は、別紙「直方市文化施設の管理運営に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書」という。）を基本に協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。議会の議決後に指定管理候補者を指定管理者に指定するとともに、先に締結した仮協定書が市との正式な協定となります。

## ② 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、別紙「直方市文化施設の管理運営に関する年度協定書（案）」を基本に協議を行い、実施協定書を締結します。なお、実施協定の締結に当たり、毎年度10月末までに翌年度の事業計画書を市に提出していただきます。

## ③ 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。なお、この場合において指定管理者が本件に関して支出した費用については、市は一切補償しません。また、指定管理者の指定について議会の議決が得られない場合においても同様とします。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき

ウ 社会的信用を著しく損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

## (4) 引継ぎ事項

### ① 指定期間前の引継ぎ

指定管理者は、仮協定締結以降、令和2年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継を行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

### ② 指定期間終了時の引継ぎ

指定期間の満了又は指定の取り消し等に際し、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営業務が遅滞なく円滑に遂行できるように引継ぎを行うものとします。

## 1.5 指定管理者の履行責任に関する事項

### (1) 事業継続困難時などの報告義務

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

#### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

モニタリング等の結果、指定管理者が市の指示に従わないときや、指定期間中に応募の制限事項に該当するとき、不正行為を行うなど指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、市は指定の取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものと

します。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に生じた損害について、市は負担しないものとします。

指定の取り消しは行政不服審査法に規定する処分に該当し、不服申し立てをすることが認められています。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとします。

(2) 市と指定管理者の責任分担（リスク分担表等）

市と指定管理者がそれぞれ負担するリスク分担の基本的な考え方は、基本協定書の別表1「直方市文化施設の管理運営業務の実施に伴う責任分担表」のとおりです。なお、詳細につきましては、協定の締結を行う際に定めるものとします。

## 1.6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 使用許可権限の譲渡の禁止

指定管理者は、指定管理者の地位又は業務に関して生じる権利を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し使用させ、又は継承させることはできません。

(2) 業務の第三者委託の取扱い（第三者委託を禁止する業務の範囲）

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、事業運営などの基幹的業務以外の一部の業務（清掃、警備、設備の保守点検等）について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、再委託については、本市において本市における入札参加を制限されている者及び指名停止の措置を受けている者は、再委託先になることができません。

(3) 財産の管理

別紙「業務仕様書」に記載した内容を遵守してください。

(4) 個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に記載した内容を遵守してください。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、業務に際して別添各施設の「業務仕様書」に定める関係法令等を遵守してください。

(6) 文化財等の管理について

管理運営にあたっては、別添「文化財等の管理について」に基づき、次の文化財等の保護に遺漏のないよう充分留意すること。

・文化財指定（石炭記念館）

① 敷地 史跡筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道（平成30年10月15日文部科学大臣指定）

② 建物 直方市指定文化財（昭和63年3月15日直方市教育委員会指定）

・文化財登録（直方市美術館・直方市美術館別館）

① 建物 直方谷尾美術館洋館（旧奥野医院）（平成 25 年 12 月 24 日国文化財原簿登録）

建物 直方谷尾美術館和館（旧奥野家住宅主屋）（平成 25 年 12 月 24 日国文化財原簿登録）

建物 直方谷尾美術館茶室 鉄牛庵（平成 25 年 12 月 24 日国文化財原簿登録）

建物 アートスペース谷尾（旧十七銀行直方支店）（平成 25 年 12 月 24 日国文化財原簿登録）

(7) モニタリングの実施

指定管理条例第 8 条及び直方市指定管理者モニタリングマニュアルに従い、下記のとおり実施します。

① 事業評価（モニタリング）

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を点検（各種計画書、報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、評価（指定管理者による自己評価、市による評価、選定委員会による評価）を行います。

モニタリングの実施時期や項目等については、直方市指定管理者モニタリングマニュアルによるものとします。また、各年度当初に事業の目標（値）を定めていただきます。

② 事業報告

ア 月報の提出（詳細は別添「業務仕様書」を参照）

指定管理者は、月報を作成し、翌月の 10 日までに直方市教育委員会文化・スポーツ推進課社会教育係（直方市中央公民館）に提出してください。

イ 事業報告書（業務完了報告書）の提出について

指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づく事業報告書を会計年度終了後、60 日以内に決算後の事業報告書を提出してください。また、指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務及び自主事業の実施状況等について自己評価を行い、その結果について事業報告書とともに発注者に提出してください。

ウ 利用者アンケートの実施

指定管理者は、業務遂行状況の確認・評価の一環として、利用者の意見や要望を把握するため、利用者アンケートを実施するものとします。調査内容、実施方法等については、指定管理者が市と協議のうえで決定するものとします。

指定管理者は、アンケート実施後、結果について自己評価した上で速やかに結果を市に報告するものとします。

### ③ 連絡調整会議の設置

市と指定管理者は、管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、「連絡調整会議」を設置し、定期的を開催するものとします。指定管理者の管理運営業務の評価・指導にあたっては、連絡調整会議をその説明や対応協議などを行うための場とします。

### (8) 指定の取り消し等

事業評価（モニタリング）の結果、指定管理者の業務が仕様書等に規定した水準を満たしていないと判断した場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行います。

また、改善勧告によっても改善が見られない場合、指定管理期間中であっても指定を取り消すことがあります。

## 1 7 その他

### (1) 団体の名称や代表者変更・法人格の変更等に対する対応

団体の名称や代表者変更・法人格の変更等が生じた場合は、当該交代について議会への報告が必要となりますので、速やかに市へ報告を行ってください。

法人格の変更が生じる場合は、施設の管理業務に支障が生じないか、適切に事業が引き継がれるかといった観点からの審査を行い、再度指定に関して議会の議決が必要となります。

### (2) 監査

指定管理者は、地方自治法の規定のより、施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応（出頭及び帳簿書類そのたの記録の提出等）しなければなりません。

また、指定管理者は、当該監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置を講じるものとします。

### (3) 指定管理者の経営状況について

指定管理者の経営状況を把握するため、決算終了後、法人等の経営状況を確認できる決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、収支計算書、財産目録等）を提出していただきます。

## 1 8 問い合わせ先

この募集に係る事務局は、次のとおりとします。

直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課 社会教育係（直方市中央公民館）

〒822-0026 福岡県直方市津田町7番20号

電話 0949 (25) 2326 ・ FAX 0949 (22) 0785

メールアドレス [n-kominkan@city.nogata.fukuoka.jp](mailto:n-kominkan@city.nogata.fukuoka.jp)